

【研究論文】

元禄〜宝永期における対馬藩の在村鉄砲と「猪鹿逐詰」

丸山 大輝

はじめに

対馬藩は元禄一三年（一七〇〇）から宝永六年（一七〇九）にかけて実施した大規模な狩猟によって、対馬島内に棲息していたイノシシを全滅させた。この「猪鹿逐詰」¹についてはイノシシの全滅という結果の異質性も相まって戦前には既に他分野にわたる研究がみられ、戦後も主に農業史³を中心に膨大な研究が蓄積されてきた。⁴これらの研究は多角的な視点から「猪鹿逐詰」を位置づけてきたといえるが、「猪鹿逐詰」の実態そのものを検証した研究は少なく、いずれも次のようなエピソードを前提としてきた。⁵

元禄期の対馬ではイノシシとシカによる農業被害が増加し、島内の村々は困窮した。これを憂いた郡奉行の陶山庄右衛門（訥庵）はイノシシの殲滅を藩に建議したが、五代將軍徳川綱吉の時代であったために藩内からは反対の声があがった。陶山は決死の覚悟でこれを断行することに決め、幕府には「猪鹿の追詰め」であるという名目で許可を得ることに成功した。こうして、対馬藩は九年間の歳月をかけた「猪鹿逐詰」を実施し、島内のイノシシを全滅させることに成功した。

このような「猪鹿逐詰」のエピソードは陶山が作成した計画書のほか、後世に編纂された伝記を典拠としている。また、対馬宗家文庫史料の整理が進むとともに「毎日記」を用いた実証的な検討がみられるようになったものの、未だ十分とはいえない。⁹

本稿では「猪鹿逐詰」の見直しを図るために、①「猪鹿逐詰」の背景とされる獣害が深刻化した要因、②生類憐み政策との関係、の二点を課題に設定して一次史料を用いた検証を行う。これらの課題を検討するうえで重要となるのが在村鉄砲の問題である。江戸時代の村には多くの鉄砲が存在し、それらは獣害対策に用いられていた。¹³そのような在村鉄砲の在り方に大きな変革をもたらしたのが、綱吉政権期に実施された諸国鉄砲改め¹⁴である。鉄砲改めとは、鉄砲を調査して登録もしくは没収することで、¹⁵綱吉政権はそれまで関東で行われた鉄砲改めを全国に拡大させた。この諸国鉄砲改めによって、全国各地で不要な鉄砲が没収されるとともに獣害対策としての実弾使用も制限された。さらに、生類憐み政策による殺生厳禁の風潮も相まって、関東の山村では深刻な獣害が生じたことが明らかにされている。¹⁶つまり、全国を対象とした諸国鉄砲改めを契機に全国規模で獣害が深刻化し、その延長で対馬藩では「猪鹿逐詰」が実施されたと思定できるのである。

一方、諸藩が諸国鉄砲改めにどう対応したのかについては塚本学氏によって大きな見通しがなされている。塚本氏は領主によって諸国鉄砲改めへの対応が異なることを明らかにし、これを各領主がそ

れぞれの所領統治の必要に応じて対処したためとした。¹⁷これを前提に諸藩の事例が報告されているが、諸国鉄砲改めが藩政に及ぼした影響を検討したものはみられない。¹⁸なお、対馬藩の在村鉄砲についても塚本氏の言及がある。¹⁹ここでは、対馬藩が諸国鉄砲改めに対して猟師数の届出によって対応したこと、「猪鹿逐詰」を実施するとともに藩で鉄砲を製造して郷村に配備する方針を推進したことを指摘した。さらに、郷村への鉄砲配備については国境地域における「民兵構想」とし、その方針にいたった要因を対馬藩の地理上の位置とその民政担当者（＝陶山庄右衛門）の治世策に求めた。鉄砲配備は国境における軍事編成の視点からも言及されてきたが、²⁰これも諸国鉄砲改めからの一連の流れに位置づける必要がある。

そこで、本稿では諸国鉄砲改めから「猪鹿逐詰」、さらには郷村への鉄砲配備を一連の流れとみることで上記の①を検討する。また、諸国鉄砲改めは生類憐み政策の一環だったことから、諸国鉄砲改めと「猪鹿逐詰」の接続を図る過程で②の課題も解決できると考え、分析対象としては、対馬宗家文書のうち対馬と江戸で作成・保管された史料を主に用いる。²¹国元と江戸の動向を並行して分析することで、元禄～宝永期における対馬藩の在村鉄砲と「猪鹿逐詰」の実態を明らかにしたい。

一、諸国鉄砲改めと対馬藩

1 諸国鉄砲改めの展開

本章では諸国鉄砲改めを対馬藩がどのように受容したのかを検討する。まず、対馬宗家文書の視点から諸国鉄砲改めの展開を整理したい。綱吉政権による諸国鉄砲改めは、それまで関東で実施していた鉄砲改めを全国に拡大させた施策である。全国拡大に先立って貞享四年（一六八七）には関東で鉄砲改めが実施されたが、関東の村々で認められた鉄砲は次の三種類であった。²²

(1)用心鉄砲：「物騒」な地域に限って預けられた鉄砲。

(2)威鉄砲：獣害対策のために預けられた鉄砲で、鳥獣を音で威嚇することしかできず、実弾の使用は認められなかった。これには月を限定して使用を許可されるもの（「月切鉄砲」と一年を通して使用できるものがあった（「断鉄砲」）。

(3)猟師鉄砲：狩猟で生活する者のみに認められた鉄砲で、実弾の使用が許可された（「断鉄砲」）。

貞享四年一二月朔日、対馬藩は河野権右衛門（幕府大目付）から鉄砲改めの書式を渡された。²³同書式は(1)～(3)の分類に則ったものであることから、幕府は関東の基準をもとに全国で鉄砲改めを行おうとしたことが分かる。さらに、同六日には阿部正武（月番老中）の屋敷にて鉄砲改めを「向後諸国一同ニ」行うにあたっての証文等は河野権右衛門と加藤兵介（幕府鉄砲改役）に伺うように指示があった。²⁴これを受けた対馬藩は加藤に鉄砲の認可基準を伺い、翌五年正月二日には加藤屋敷にて貞享四年一二月の書式一通と浪人鉄砲に関する書式二通を渡され、²⁵次の認可基準で鉄砲改めを実施するよう

伝えられた。

【史料二】²⁶

- 一、鉄炮打ニ而為稽古町を打、或者小目当を打、弟子を取指南仕候浪人、何某所持之鉄炮何挺と帳面ニ記之、御書付之通ニ奥書被成、隔年ニ可被差出候、右之浪人他国江罷越候節者浪人何某何国江鉄炮持参仕候と之儀、御在国之節者御状を以兵助方江可被仰越候、右御断之御状之御報相達候を御待被成ニ不及、右之仁鉄炮持参候様ニ可被成事(①)、
- 一、他国方入来ル浪人、縦年久敷其所ニ住居候共取上ケ可被置候、右之仁他国江罷越候者、其趣兵助方江以御状可被仰聞候、御報相達候を御待不被成、右之鉄炮御渡可被成候、是又御在国之節之儀候事(②)、
- 一、町人商売為用持居鉄炮、当年者何百挺何某所持仕候と帳面ニ御書付可被差置候、其節持主方方差出候手形之認様并帳面ニ奥書之被成様等御差図可申候、商売鉄炮之事ニ候者、年々過不足可有之候、此届茂隔年ニ可被成事(③)、
- 一、鉄炮をはり商売仕候儀、家職之事ニ候間、以前之通細工可仕候、少茂御構無之事(④)、
- 一、古来方獵師罷在所者獵師鉄炮何挺と帳面ニ案文之通御書載可被差出事(⑤)、
- 一、百姓纔之地面を抱居年貢相納候者、余力ニ殺生致し渡世當之たそくニ仕候者ハ、獵師鉄炮ニ可被相極事(⑥)、

- 一、惣而鉄炮改之儀隔年ニ被成帳面可被差出事(⑦)、
 - 一、鉄炮無之村者物成之高書付ニ不及事(⑧)、
 - 一、御領内ニ御朱印之寺社領有之者、守護方方鉄炮改被成、帳面可被差出候、縦御領たりとも其所之守護ニ手前之所ハ守護方方可被相改候、尤御領ハ御代官之衆江被申談、宜可被相計事(⑨)、
 - 一、鉄炮改之儀 上方御急キ不被成候間、随分被入御念御吟味之上帳面可被差出候、及延引候段者不苦候事(⑩)、
 - 一、侍并足輕・小人・中間ニ迄扶持人所持之鉄炮者改ニ不及候事(⑪)、
 - 一、町人所持之鉄炮可被取上事(⑫)、
 - 但、商売鉄炮者各別之事、
 - 一、今度御渡被成候御書付御請之儀、阿部豊後守殿江御宛、御在国之御面々者御飛札、御在府之衆者御使者を以御勤可被成候、兵助方江之御届御無用ニ候事(⑬)、
- 鉄砲所持の認可については、身分毎にその基準が定められた。①と②は浪人所持の鉄砲についてである。家綱政権期に關東で実施された鉄砲改めは浪人の武装解除を目的に行われ、諸国鉄砲改めでもその方針は引き継がれた。²⁷ここでは、鉄砲稽古の実施または弟子を持つ浪人に限って鉄砲の所持を認め、浪人所持の鉄砲を把握することを意図した。③と④は町人の鉄砲についてである。町人所持の鉄砲については商売用のみを認め、それ以外は没収するとした。また、

鉄砲の製造は家職であるため、これまでのとおり細工を続けても構わないとしている(④)。⑤と⑥は百姓あるいは猟師の鉄砲についてである。以前から猟師として登録されている場合は猟師鉄砲の数を報告することとし(⑤)、わずかな土地を抱えて狩猟を「渡世営之たそく」にしている百姓の鉄砲は猟師鉄砲とした(⑥)。さらに、⑪では「侍并足軽・小人・中間ニ至迄扶持人」は鉄砲改の対象外とした。

そのほか、鉄砲改は隔年で実施し、その結果を帳面で提出すること(⑦)、鉄砲を所持しない村は鉄砲改帳に石高を記す必要はないこと(⑧)、領内に朱印地がある場合は「守護方」が鉄砲改めを行うこと(⑨)、鉄砲改めは念を入れて吟味し、遅れても構わないので帳面を提出すること(⑩)、請証文は阿部正武に提出すること(⑬)、といった基本方針が述べられている。

これを受けた対馬藩は加藤への照会や留守居組合での相談をすることで、諸国鉄砲改めを自領に適用させる準備を進めた。まず、対馬において最も問題とされたのは⑥の対応である。山が多く平地が少ない対馬にはイノシシやシカが多いことからほとんどの百姓が鉄砲を所持し、狩猟を生業の一部とすることで生活を維持していた。そのため、対馬藩は百姓が所持する鉄砲をすべて猟師鉄砲として登録したいと考え、加藤に確認をしたところ、生業全体における狩猟の割合の大きい者を猟師鉄砲に登録するようにとの回答があった。つまり、獣害対策用は威鉄砲、狩猟用は猟師鉄砲というように、用途をもとに鉄砲の種類を明確に区別したのである。これによって、

獣害対策(空砲)と狩猟(実弾使用)が区別され、鉄砲の用途は大きく「武器」・「農具」・「猟具」に分けられることになった。²⁸しかし、空砲のみでは獣害に対して効果がなく、各地では獣害が深刻化したことから、後に獣害対策を目的とした実弾使用禁止については全国的に緩和されることとなる。

次に、⑦と⑧に関連して、対馬は田島が少なく石高表示できないため、鉄砲改帳に記載する村毎の石高をどうすればよいかという点を加藤に照会した。これに対して加藤は、鉄砲改帳の提出時に改めて確認するとうえで、飛地の田代領では郷村帳どりに石高を記載するようにと指示した。

最後に、⑪の規定について、対馬藩は「侍并足軽・小人・中間ニ至迄扶持人」による狩猟は問題ないかを加藤に確認しようとした。しかし、田嶋十郎兵衛(江戸留守居)は留守居組合での相談をふまえて、最終的には加藤に照会する必要はないと判断した。そして、家老には在郷給人の狩猟が止まれば「迷惑」であるため、在郷給人が所持する鉄砲も猟師鉄砲に加えてはどうかと提案した。在郷給人は村にとって貴重な鉄砲所持者であるため、藩は在郷給人の鉄砲を猟師鉄砲に登録して、維持しようとしたのである。

以上のように、対馬藩は諸国鉄砲改めの解釈をめぐって幕府鉄砲改役と留守居組合に交渉・相談しながら、自領における方針を定めていった。次に、対馬藩が行った鉄砲改めの実態をみていきたい。

表1 対馬藩領における鉄砲改め（元禄2年）

項目（単位）	肥前国		対馬国							
	基肄郡	養父郡	豊崎郷	佐護郷	伊奈郷	三根郷	仁位郷	与良郷	佐須郷	豆酸郷
村数（村）	21	10	19	8	16	10	18	30	12	3
威鉄砲（挺）	14	4	—	—	—	—	—	—	—	—
獵師鉄砲（挺）	16	4	99	131	228	133	112	88	79	23
没収数（挺）	10	2	6	5	17	4	9	4	12	—
鉄砲不所持村（村）	14	7	5	1	—	—	5	12	4	2

※佐須郷は「銀山」も1村にカウントした。

（出典）「鉄砲改帳」（対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-7）から作成。

2 対馬藩における鉄砲改め

貞享四年一〇月二〇日、国元では「従 公儀 被 仰出候鉄砲御改」のために嶋雄八左衛門・唐坊新五郎を鉄砲改役に、永留五左衛門・木寺達右衛門・竹田甚五右衛門・永留甚八を手代に任命し、方針は後日伝えるとした。²⁹その後、対馬島内と田代領でそれぞれ鉄砲調査と基準を満たさない鉄砲の没収が行われ、その結果をもとに元禄二年九月晦日付で鉄砲改帳が作成された。

対歴宗家文書には、A対馬島内分の改帳三点、³⁰B田代領分の改帳一点、³¹C幕府へ提出した改帳の国元控（対馬島内・田代領）二点³²が残存する。対馬島内における鉄砲改めの結果をもとにAが、田代代官所からの報告をもとにBが作成され、³³最終的にはAとBを取りまとめて、Cと幕府提出分になったと考えられる。

これら改帳は基本的に、登録された鉄砲の情報（所持者・数量・玉目）、³⁴没収された鉄砲の情報（所持者・数量・玉目）、鉄砲を所持しない村の数、からなる。A〜Cのうち幕府へ報告した内容に最も近いと考えられる国元の控えの

原本³⁵から、対馬藩領における鉄砲改めの結果を一覧にしたのが表1である。

まず、鉄砲の種類をみると、威鉄砲は田代領のみにみられ、対馬島内の鉄砲はすべて獵師鉄砲として登録された。田代領では一村あたりの獵師鉄砲が約〇・六挺であるのに対して、対馬島内では一村あたりの獵師鉄砲は約七・七挺であることから、対馬島内には膨大な量の獵師鉄砲が残されたことが分かる。³⁶対馬島内の鉄砲がすべて獵師鉄砲に登録されたのは前節の照会どおりに鉄砲改めを実行したことを表しており、生業全体における狩猟の割合が小さい者からは鉄砲を没収した。その結果、獵師鉄砲を一挺も持たない村も現れた。田代領は全三一村のうち二一村、対馬島内は全一一六村のうち二九村が鉄砲を持たない村であったことから対馬島内にいかに多くの鉄砲が残されたかを知り得る。

次に、対馬島内の獵師鉄砲の数に大きな地域差がみられる。特に、佐護郷・伊奈郷・三根郷は獵師鉄砲の数が極めて多く、鉄砲を持たない村もほとんどない。これらは集落（村）同士が山によって隔たられる山深い地域であり、狩猟を中心に生活をする人々が多かったためであろう。また、獵師鉄砲を一つも持たない村は与良郷に多いことが分かる。

以上の鉄砲改めによって在村鉄砲の所持者と使用用途が改帳に登録された。さらに、改帳の内容を固定化するためにも鉄砲所持者の追跡調査がその後も継続して行われた。³⁷

【史料二】³⁸

覚

一、鉄砲改之義、其方共ニ申付候間、精ニ入可相勤事、

一、從 公義被 仰出候生類あわれミの儀、忘却不仕様、毎度

委可申聞事、

一、畜類殺生之儀、獵師之外者差留候間、百姓者不及申、侍・

扶持人・下々ニ至迄堅相守候様可申付候、及無由段所々吟

味可仕事、

(朱書)「此ヶ条御除被成、」

一、田舎給人鉄砲之儀、獵師鉄砲ニ紛可申候間、奉役・村下知・

給人・足輕共ニ所持之鉄砲急度取上之、其方共方へ請取置

可申事、

一、獵師共鉄砲、他人は不及申、縦親子・兄弟たりとも鉄砲持

主之外余人へ借候儀、曾而以不仕候様堅可申付候、若相背

候ハ、何様之曲事ニも可申付之旨、鉄砲持主并其村之役

目之者ニも手形為仕可請取置事、

一、自今已後、無断鉄砲所持仕間敷旨堅可申付候、其趣其村々

役目人方方手形請取可申事、

一、当国并基肆・養父百姓鉄砲改之次第、委細帳面之通弥念入、

鉄砲之員数・玉目迄慥改之可申事、

一、所々役目之者方方手形請取之節、念入慥ニ書載可為致事、

右堅可申付候、若相背族も在之者、其方共迄可為越度者也、

元禄貳年己巳年九月晦日 御朱印

鳴雄八右衛門

唐坊新五郎

(朱書)「右之御書付、御隠居様御朱印ニ而御渡被置候付、同七

年甲戌二月朔日之日付ニ而御改 殿様御朱印御渡被遊、」

【史料二】は藩主の宗義真よしのねが鉄砲改役(嶋雄・唐坊)に発行した職

務規定で、発給日は鉄砲改帳の日付と同日であることから、追跡調

査の規定と分かる。【史料二】は宗義真よしのね(「御隠居様」)の朱印で発給

され、その後、義真の跡を継いだ宗義倫よしのぶ(「殿様」)が元禄七年六月

二七日に同史料を再発給した。【史料二】から追跡調査の方針を確認

したい。

対馬藩領(対馬島内・田代領)における追跡調査は引き続き嶋雄・

唐坊を中心に実施された(一条目)。在村鉄砲が提出された改帳どお

りの持主・員数・玉目になっているか確認し(七条目)、本人に限っ

ての使用が認められ(五条目)、無断で鉄砲を所持できなくなった(六

条目)。二条目で「生類あわれミ」の文言があるのは諸国鉄砲改めが

生類憐み政策の一環と認識されていたためで、「畜類殺生」は獵師鉄

砲を所持する者(＝獵師)に限定された(三条目)。なお、【史料一】

の⑦では隔年で鉄砲の調査を実施し、帳面の提出が指示されたが、

元禄二年以降提出した形跡はない。相続等の理由で改帳と実態との

齟齬が生じた場合は幕府へ伺いをたて、国元の帳面には付紙で変更

内容が記載された。

さらに、注目すべきは「侍・扶持人」による獣の殺生と在郷給人が所持する鉄砲の扱いについてである。前節で検討した江戸留守居の見解では武士の狩猟を認め、在郷給人の鉄砲は獵師鉄砲として登録する方針だったが、鉄砲改めでは在郷給人所持の鉄砲は対象とはならなかった。ところが、追跡調査では「侍・扶持人」も「畜類殺生」禁止の対象となり（三条目）、在郷給人と足輕の鉄砲はすべて没収する方針となった（四条目）。ただし、四条目の脇には朱書で「此ヶ条御除被成」とあるように、後にこの項目は削除された。これは在郷給人と足輕の鉄砲を没収したことによって村で獣害が深刻化したためである。次に、鉄砲改め後における対馬島内の動向を見ていくことで在村鉄砲と獣害の関係を検討したい。

二、在村鉄砲と獣害

1 諸国鉄砲改めと獣害の深刻化

諸国鉄砲改めによって鉄砲の所持者と使用用途が固定化されたことで、獣害が発生しても実弾による対策ができず、各地で獣害が深刻化した。そのため、幕府は緩和策を講じることになった。元禄二年六月に出された法令では、「生類あはれミの志」が重要であることを前提としたうえで、イノシシ・シカが田畠を荒らしたり、オオカミが人間・ウマ・イヌ等を襲ったりした際には入念に「追ちらし」、それでも止まない場合は日数を決めて起請文をとったうえで打ち留めさせ、その理由を帳面にして領主に提出するように定めた。³⁹ また、

その規定に則って獵師以外がイノシシ・シカを打ち留めた場合はその場に埋め、「商賈・食物」にすることはできないことも併せて触れられた。⁴⁰ 同法令は幕領のみならず大名領をも対象としたが、諸藩では法令の解釈をめぐる混乱が生じ、幕府の意図とは反して一切の殺生を停止する藩も存在した。⁴¹ また、諸藩からは問い合わせがなく、発砲の届け出も数件に限られたため、幕府は八月二十九日に改めて法令の詳細を説明した。⁴³ そこでは、獣害が発生した場合は獣を「追ちらし」、それでももしくは鉄砲で打ち留めるように指示された。そのうえで、「遠国」では幕府とのやりとりの間に獣害が深刻化しないように、領主の判断で日数を定めて発砲させ、幕府役人には事後報告でよいとした。このような緩和規定は諸国鉄砲改めによって各地で獣害が深刻化したことを示しており、対馬藩でも同時期から獣害が深刻化した。そして、上記の緩和規定（以下、元禄二年令とする）を根拠に「猪鹿逐詰」が実施されるのである。

前述のとおり、対馬島内の在村鉄砲はすべて獵師鉄砲に登録され、威鉄砲は存在しなかった。獵師鉄砲は名目上、狩猟用として村に預けられた鉄砲であったため、対馬島内には獣害対策用の鉄砲は存在しなかったこととなる。このような状況から、対馬藩では元禄二年令は直接的に効果がなく、獣害は深刻さを増していった。例えば、「鹿荒」によって「百姓身上つふれ」が発生した与良郷犬吠村を復興させるため、元禄三年二月二三日には俵四郎左衛門が同地を知行地として拝領することを願い出た。⁴⁴ 犬吠村では鉄砲改めによって唯一所

持していた鉄砲一挺が没収されたことから、村での獣害対策が困難となり、「百姓身上つふれ」のような状況になったと考えられる。さらに、追跡調査が行われたことによつて各地で獣害がより一層深刻化した。

【史料三】⁴⁶

於御屋敷田嶋十郎兵衛殿方被 仰付候者、去年田舎給人鉄砲被召上候処ニ、作所猪・鹿荒何レ茂難儀仕、其段江戸表江遂御案内候得者、則御公儀江被仰上候処ニ夫々ニ鉄砲御返し被成候間、玉不入ニおとし鉄砲ニ仕、曾而殺生不可仕候、他人ハ不及申兄弟ニ茂借シ不申様ニ被仰付候、依之御鉄砲掛手代壱人田舎江被差下、給人誓旨為被仕候間、郡掛所町手代方壱人差下候様ニ被 仰付候故、小田勝左衛門申付誓旨之趣左ニ記之、

起請文前書

私作所猪・鹿出作毛荒申候付差上置候鉄砲御断申上候ニ被返下候、此鉄砲玉込不申、畜類おとし可申候、おとしニ事寄殺生仕間敷候、此鉄砲他人者及申兄弟たりとも借申間敷候、自然給人之内相背者見聞仕候者、早速御案内可申上候、自分ニ相背候者如何様之癖事とも可被仰付候、以上、

追跡調査によつて在郷給人と足軽が所持する鉄砲が没収され、村々は「作所猪・鹿荒」に難儀するようになった。対馬藩はこの状況を幕府に伝えたところ、在郷給人から没収した鉄砲の返却を指示された。ただし、鉄砲の返却は獣害対策を名目としたため、実弾による殺生は

行わないこと、本人のみの使用であることが条件とされた。

幕府の回答を受けた対馬藩は役人を村々に派遣し、在郷給人と足軽に鉄砲を返却するとともに起請文を提出させた。起請文の書式【史料三】「起請文前書」以下には鉄砲の使用用途が獣害対策であること、実弾を使わず殺生はしないことが明記されている。つまり、在郷給人の鉄砲をそれまで対馬島内に存在しなかつた獣害対策用の威鉄砲として返却し、村が自前で獣害に対応できるようにしたのである。

ところが、元禄二年令で威鉄砲の規制緩和がなされたように、空砲による獣害対策には限界があつた。

【史料四】⁴⁸

於 御屋敷樋口孫左衛門殿・田嶋十郎兵衛殿被仰付候者、田舎作所猪・鹿荒し難儀仕由被聞召届候ニ付、弥猪・鹿荒し迷惑仕候者只今迄被差留置候給人・足軽之鉄砲被差許候間、猪・鹿・鳥類心次第ニ打候様ニ被仰付、依之給人・足軽ニ殺生不仕様ニと唐坊新五郎当夏誓旨被申付置候得共、右之通被仰出候故右之誓旨被差返候様ニ新五郎ニも被 仰渡候間、其通申付候様ニと被 仰付、

【史料四】は【史料三】から六ヶ月後の「毎日記（郡奉行所）」元禄四年八月二五日条である。在郷給人と足軽が「猪・鹿・鳥類心次第」に打ち留めることを許可し、三月に提出された起請文の返却を命じた。⁴⁹このような対応がとられたのは、空砲では獣害を防ぎきれなかつたためである。

表2 「毎日記（郡奉行所）」にみえる獣害とその対応（元禄4年8月25日～元禄12年）

年	月日	場所	対応
元禄6年	2月6日	与良郷犬吠村	俵四郎左衛門、猪追出狩への狩人派遣を願出。嶋山村・大船越村・小船越村・久須保村・緒方浦村・大山村から派遣を命じる。
元禄8年	3月12日	与良郷久田村	久田山に猪・鹿が多く久田村には猟師がいないため、他村の猟師を雇って狩ることを願い出る。8月21日に許可。
元禄10年	12月21日	万松院上之山	猪荒のため、佐須郷から猟師を召し寄せて追う。
元禄11年	1月12日	上山	猪追のために鶏知村・須葉村の猟師が罷り登る。
	2月11日	上山	猪追狩を命じられたため、内山村猟師を召し寄せて追う。平田類右衛門を派遣。
	3月2日	下山	猪追狩のため、平田類右衛門を派遣。
	3月7日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	3月14日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	9月14日	与良郷賀志村周辺か	在郷給人と足軽による蕎麦畠の鹿追。 ※記事の主題は鉄砲事故
	9月18日	仁位郷千尋藻村周辺か	木庭の猪追。 ※記事の主題は千尋藻村での火事
	9月27日	佐須郷根根村・下原村周辺か	根根村・下原村から20人ほど猪鹿狩。 ※記事の主題は欠落者の目撃情報
	10月22日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	11月18日	上山	猪追狩のため、平田類右衛門を派遣。
	12月9日	(不明)	猪追のため、早田勘介・平田類右衛門を派遣。
元禄12年	12月16日	久田山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	1月10日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	1月11日	久田山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	1月21日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	1月22日	下山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	1月晦日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	2月6日	上山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
	2月10日	下山	猪追のため、早田勘介を派遣。
	2月16日	下山	猪追のため、平田類右衛門を派遣。
			上山

(出典)「毎日記（郡奉行所）」(対歴宗家文書日記類 Ad-1-22～31) から作成。

在郷給人と足軽の鉄砲を没収したことにより、郷村では獣害が深刻化したため、在郷給人と足軽には鉄砲を返却して郷村の獣害対策を担わせることにした。これにより、地域社会において在郷給人と足軽が担う勸農の役割がより拡大したといえる。以上を念頭におき

ながら、次節ではその後の獣害への対応をみていきたい。

2 在村鉄砲の有無と獣害

【史料四】以降の獣害とその対応を「毎日記（郡奉行所）」から抽出したのが表2である。同表のなかで目立つのが、対馬府中周辺の山（久田山・「万松院上之山」・上山・下山）を対象とした郡奉行（平田類右衛門・早田勘介）主体の獣害対策である。府中周辺の山としての事例が初めて現れるのは元禄八年三月の久田山だが、この時は山に隣接する久田村が他村の猟師を雇うことを願い出て八月に許可が下りるといったあくまでも村主体の対応であった。しかし、その後は他村から猟師を「召寄」せており、元禄一一年からは猪追のために郡奉行を頻繁に派遣している⁵⁰。つまり、府中周辺の山では村を主体に獣害対策を行おうとしたものの猟師がいなかったため、郡奉行を主体に獣害対策をせざるを得なかった。さらに、同村には在郷給人と足軽もいないことから、村の獣害発生は在村鉄砲の有無に規定されていたことが推察される。この点を在村鉄砲の数からもう少し詳しく検討したい。

表3は元禄二年・同一六年における対馬島内全村の在村鉄砲の有無と鉄砲所持者の人数、さらに宝永八年の在村鉄砲配備計画を一覧にしたものである。なお、同表の単位は「人」で、村名は嶋ノ浦村と銀山を除いて元禄一六年時点のものである。また、元禄二年の数値は「鉄砲改帳」に示される鉄砲改め前後の猟師の人数で、在郷給人と足軽を含まない。

表3 対馬島内における鉄砲所持者数の推移と配備計画

(単位は人)

郷	村	元禄2年		元禄16年			鉄砲配備計画(宝永8年)				
		鉄砲改前	鉄砲改後	在郷給人	足軽	獵師	在郷給人	足軽	獵師	新獵師	
豊崎郷	豊村	15		2	-	15	3	2	15	10	
	泉村	2	1	2	-	1	2	-	1	13	
	西泊村	2		1	-	2	1	-	1	12	
	古里村	3		2	-	3	3	-	3	4	
	比田勝村	3		4	-	3	4	-	3	3	
	網代村	-		2	-	-	2	-	-	3	
	冨浦村	3		1	-	3	1	-	3	4	
	唐舟志村	5		4	-	5	4	-	5	6	
	津和原村*1	-		-	-	-					
	浜久須村	6	5	2	-	5	2	-	5	4	
	大増村	11		-	-	11	-	-	11	4	
	舟志村	22		6	-	22	6	1	22	12	
	五根緒村	7		6	-	7	6	-	7	-	
	鱒浦村	5		10	1	5	10	3	5	19	
	大浦村	6	4	7	1	4	9	1	4	3	
	河内村	1	-	4	-	-	5	-	-	9	
西津屋村	14		1	-	13	1	1	13	2		
(嶋ノ浦村)*2	1	-									
佐護郷	深山村	16		7	2	16	7	2	16	2	
	仁田内村	16		3	4	16	3	4	16	2	
	恵古村	22	19	3	3	19	3	3	19	11	
	井口村	10		5	1	10	5	1	10	3	
	友谷村	14		4	1	14	5	1	14	4	
	湊村	2	-	3	-	-	2	-	-	41	
	佐須奈村	46		2	3	46	2	3	46	16	
	久須村	7		4	1	7	4	1	7	-	
	伊奈村	21		1	2	21	1	2	21	2	
	志多留村	15	8	9	-	8	9	1	8	25	
伊奈郷	越高村	7		1	-	7	1	-	7	10	
	御園村	16		-	-	16	-	-	16	4	
	犬ヶ浦村	8	8	-	-	8	8	-	-	10	
	瀬田村	33	33	2	-	33	3	-	33	9	
	檜瀧村*3	19	15	6	-	15	6	-	15	19	
	飼所村	23	20	3	1	20	3	1	20	8	
	鹿見村	18		4	-	18	6	-	18	12	
	久原村	9		-	-	9	-	-	9	15	
	女連村	5		2	-	5	2	3	5	19	
	琴村	24	23	3	-	24	3	1	24	6	
	葦見村	9	8	-	-	8	-	-	8	7	
	一重村*4	8	7	-	-	7	-	1	7	10	
	小鹿村	18		1	-	18	1	-	18	5	
	中原村	9		1	-	9	1	-	9	4	
	三根郷	三根村	43		5	2	43	5	2	43	12
吉田村		22		5	4	21	5	4	21	14	
賀佐村		6		-	1	6	-	1	6	6	
狩尾村		4	3	-	-	3	-	-	3	11	
木坂村		5		-	-	5	-	-	5	7	
青海村		6		-	2	6	-	2	6	7	
津柳村		5		-	-	5	-	-	5	6	
志多賀村		17	16	1	3	16	1	3	16	22	
佐賀村		23		1	3	23	1	3	23	13	
櫛村		4	2	-	-	2	-	-	2	8	
仁位郷		仁位村	20		5	1	20	5	1	20	11
		田村	19		3	1	19	3	1	19	9
	銘村	1	-	-	1	-	1	-	-	4	
	小綱村	2		3	5	2	3	5	2	10	
	大綱村	12		2	2	12	2	2	12	10	
	志多浦村	5		-	-	5	1	-	5	4	
	卯麦村	8		2	-	8	2	-	8	10	
	佐保村	7		2	-	7	2	-	7	9	
	貝口村	8	5	2	1	-	2	1	-	10	
	唐洲村	4	-	3	2	-	3	3	-	14	
	廻村	1	-	2	-	-	2	-	-	21	
	佐志賀村	9		2	-	9	3	-	9	6	
	嵯峨村	5		2	3	5	2	3	5	6	
	貝鮎村	-		3	-	5	3	-	5	6	
	糸瀬村	2		-	-	2	-	-	2	2	
	曾村	6	3	6	6	6	3	6	6	4	
	千尋藻村	5		1	-	5	1	-	5	11	
	鏡川村	5		1	1	5	1	1	5	4	
	与良郷	雞知村	5		16	3	5	17	3	5	20
		洲義村	9		5	1	9	6	1	9	16
		箕形村	-		-	-	-	-	-	-	9
		吹崎村	-		-	-	-	-	-	-	15
		賀志村	4		7	2	4	6	2	4	10
		尾崎村	3		9	1	3	9	1	3	15
		昼浦村	-		-	-	-	-	-	-	9
		嶋山村	1	-	1	-	-	1	-	-	10
		大山村*5	4		3	-	4	3	-	4	10
犬吠村		1	-	-	-	-	-	-	-	5	
小船越村		6		1	-	6	1	-	6	8	
鴨居瀬村		7		1	-	7	1	-	7	17	
蘆浦村*6		5		-	-	5	-	1	5	5	
賀谷村		3		1	1	3	1	1	3	9	
横浦村		8		1	-	8	1	1	8	4	
濃部村		7		-	-	7	-	-	7	8	
大船越村		5		1	-	5	1	-	5	19	
久須保村		4		-	-	4	-	-	4	15	
緒方村		4		-	-	4	-	-	4	16	
竹鋪浦村		-		-	-	-	-	-	-	19	
黒瀬村		-		-	-	-	-	-	-	14	
根緒村		-		-	-	-	-	-	-	9	
小浦村		-		-	-	-	-	-	-	8	
南室村		-		-	-	-	-	-	-	9	
久田村		1	-	-	-	-	-	-	-	19	
尾浦村		1	-	-	-	-	-	-	-	6	
安神村		2		-	-	2	-	-	2	11	
久和村	3		2	1	3	3	1	3	12		
内院村	6		4	-	6	4	2	6	9		
内山村	3		4	-	3	4	-	3	10		
檜根村	21		2	1	21	4	1	21	14		
下原村*7	-		1	-	-	-	-	-	16		
小茂田村	6		1	1	6	2	1	6	16		
阿連村	8		2	-	8	2	1	8	20		
今里村	11		2	-	11	2	-	11	13		
椎根村	10		2	1	10	2	1	10	20		
上槻村	2		1	-	2	1	-	2	8		
久根村	11		6	1	11	6	1	11	24		
瀬村	10		1	1	10	1	1	10	2		
(銀山)	11	-									
豆殿郷	豆殿村	23		15	-	23	15	-	23	38	
	内院村	-		-	-	-	-	1	-	2	
	瀬村	-		1	-	-	1	-	-	5	

*1 宝永8年は唐舟志村を含む
 *2 元禄9年に廃村(『上対馬町誌』)
 *3 元禄2年は「下檜瀧村」
 *4 元禄2年は「一夜之浦村」、※元禄12～13年「一重村」に統一される(『上対馬町誌』)
 *5 元禄2年は「小山村」
 *6 元禄2年は「吉野浦村」
 *7 宝永8年は檜根村を含む

(出典) 元禄2年は「鉄砲改帳」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-7)、元禄16年は「[対州郷村帳]」(川本家関係資料)、宝永8年は「鉄砲格式會議条目」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-12) 上対馬町誌編集委員会編『上対馬町誌』(上対馬役場、1985年)をもとに作成。

まず、猟師のいない村に注目したい。元禄二年時点では、鉄砲改めによつて猟師がいなくなった村は一一六村であり(表3)、これに元々猟師のいない村を合わせると一一六村のうち二九村には猟師が存在しなかった(表1)。元禄一六年になると、一一一村のうち二三村は猟師が存在せず、そのうち在郷給人も足軽もいない村は二三村であった。数値だけを見ると、猟師の数が増えたように見えるが、これは廃村等で全体の村数が減つたため、猟師の新規取り立ては行われていない。これらの鉄砲所持者がいない村は府中が位置する与良郷に集中している。⁵¹

次に、表2と表3を合わせてみると、他村から猟師を派遣された犬吠村と久田村はいずれも鉄砲改めによつて在村鉄砲が没収されたことが分かる。さらに、両村とも在郷給人と足軽が存在しない村であった。つまり、両村とも鉄砲による獣害対策を自前で行うことができなかったために、他村からの派遣によつて初めて獣害対策を行うことができた。また、基本的には近隣の村から猟師を派遣することで対応したが、府中周辺の山では近隣の村々(南室村・小浦村・根緒村・久田村・尾浦村)に一人も鉄砲所持者がおらず、同郷でも少し距離の離れた雞知村・洲藻村・内山村、さらには他郷から猟師を呼び寄せることもあった。このような理由から、府中周辺の村や山では自前での獣害対策が難しく、郡奉行が直接対応したのである。

ここまでみてきたように、対馬藩では在郷給人・足軽の鉄砲を温存することで、村の獣害対策を担保した。しかし、島内各地では獣害が深刻化し、村の成り立ちを維持するためにも鉄砲を所持しない地域では郡奉

行の責務による獣害対策が行われるようになった。このような状況を背景に「猪鹿逐話」が計画されるのである。

三、「猪鹿逐話」と郷村への鉄砲配備

1 「猪鹿逐話」における鉄砲使用

本章では鉄砲使用の観点から「猪鹿逐話」を分析するとともに、⁵²その後、島内で実施された郷村への鉄砲配備について、その連続性を明らかにしたい。まずは「猪鹿逐話」における鉄砲使用を対幕交渉の視点からみていくことにする。

元禄一三年一〇月六日、郡奉行の陶山庄右衛門と平田類右衛門は百姓からの求めであるとして「猪鹿逐話」の実施を願ひ出た。⁵³この件は家老間で検討され、「猪鹿逐話」の実施自体は問題ないが、イノシシを捕り尽くすとすれば「今時分目立」のため、風聞が広がる前にあらかじめ幕府に伝えておくべきという結論になった。⁵⁴一〇月九日には郡奉行に対して「猪鹿逐話」の許可が伝えられ、江戸屋敷への報告がなされた。⁵⁵そして、郡支配家老からは江戸からの返事を待たずに「猪鹿逐話」にとりかかるようにとの指示がなされており、一月には給人・百姓中に対して壁書を発行し、豊崎郷から順に「猪鹿逐話」を開始した。⁵⁶江戸からの返事を待たずに「猪鹿逐話」にとりかかったのは、元禄二年令によつて「遠国」では事後報告で構わないことが示されたためである。

一方、国元からの連絡を受け、江戸では「猪鹿逐話」の実施について、丹羽新左衛門(甲斐庄喜右衛門の用人)に「内々」の相談を行った。具

体的には、「猪鹿逐話」の内容をイノシシが村里に出てこないように柵（「牆」）を設置し、そこにイノシシを「追込」むとし、イノシシが人間に対して害をなす場合に限って鉄砲で打ち留めると説明した。⁵⁷ 獣害発生時に獣を追うという行為（「追いちらし」）と獣が危害を加える場合に限って実弾を使用するという説明は元禄二年令に則っており、あくまでも諸国鉄砲改めの方針には抵触しないことを強調した。これに対して、丹羽は「百姓困窮仕候段至而大切成事」であるため、甲斐庄（幕府鉄砲改役）に伝えるには及ばないと返答した。

さらに、対馬藩は翌年に改めて獣害対策のための実弾使用を幕府鉄砲改役に相談した。⁵⁸ 元禄一四年七月二八日には阿部正武（月番老中）に実弾の使用願いを提出したことに對して、阿部家人から獣害が止み次第に鉄砲改役へ届け出て、初めての場合は打ち留めた獣の数を記した「数寄証文」を提出するよう指示があった。⁵⁹ 併せて、「遠国」の場合は願出不要であり、事後報告で構わないことが伝えられた。このように、幕府側は「遠国」での実弾使用になるべく干渉しない姿勢をみせたが、一方で対馬藩は事後報告で構わないという「遠国」の緩和規定を把握しながらも、イノシシ殲滅の風聞が広がる前にあえて幕府への報告を最小限度で行ったといえる。

江戸では上記の対幕交渉を展開した一方で、国元では「猪鹿逐話」初年の元禄一三年から実弾による狩猟が行われた。そして、翌年の九月二八日には郡奉行に対して幕府からの実弾の使用許可が伝えられるとともに、「従 公儀被 仰出趣」に則った壁書を渡された。

【史料五】⁶⁰

覚

一、荒猪・鹿打留之儀当九月方来四月迄打留 尤打候者ニ誓旨申付、目付役被相定、何郷何村ニ而何某何疋打留、其所ニ念入埋置候と之儀、其村々江書付置、当九月方来四月迄之分重而可被差出候事、

一、獵師渡世ニ打候分ハ御構無之候、乍然荒猪・鹿打留候節者獵師たりといふとも誓旨申付、目付相附、打留候猪・鹿其村々ニ念入埋置、是又員数書付、右同前ニ可致差出候事、

右之通堅相守候様ニ可被申付候、以上、

巳

九月廿八日

大浦忠左衛門

平田類右衛門殿

陶山庄右衛門殿

一条目は、玉込鉄砲で「荒猪・鹿打留」（獣害対策を目的とした実弾使用）を行う際の規定である。「荒猪・鹿打留」は起請文をとって九月から翌四月までの期間で行わせ、その状況（場所・打ち留めた人物・頭数）と死骸の埋却を目付役に確認のうえ報告させた。二条目では、獵師は生業のために行う実弾の使用は例外だが、「荒猪・鹿打留」を目的とする場合は一条目と同様の対応をとるよう定めた。諸国鉄砲改めによって、獣害対策には威鉄砲を用いることになったため、獵師の生業以外の場面で実弾を用いることは例外だった。そのため、獣害対策を目的とした実

弾使用に限っては詳細を報告させたのである。

こうして、元禄一五年六月二十九日には郡奉行が打ち留められたイノシシとシカの詳細を帳面にまとめ郡方支配家老へ提出し、八月一八日には江戸で月番老中と鉄砲改役へ「数寄証文」として提出した。⁶²この帳面には、場所(村)毎にイノシシとシカの頭数、打ち留めた人物、埋却を見届けた目付役の名が記されている。⁶³郡奉行からは帳面の提出時に「去年十月方当三月迄」(元禄一五年一〇月〜翌三月)の内容と説明されたが、⁶⁴実際の内容は豊崎・佐護・伊奈の三郷分であるため、「猪鹿逐話」を始めた元禄一三年一月から元禄一六年までの状況を反映したものである。この期間に打ち留められたのはイノシシ一三八八頭・シカ六〇二頭と報告されているが、このなかに猟師が生業を名目に打ち留めた分は含まれていない。⁶⁶また、報告された人物は鉄砲改めによって把握された猟師に限られ、在郷給人と足軽は含まれていない。

「数寄証文」を確認した仙石久尚(幕府鉄砲改役)は、「猪鹿打留大分之儀二候」としながらも手続き上は問題ないことから証文の提出を承認した。⁶⁷さらに、証文の提出は初めて実弾使用を願ひ出た場合に限られたため、その後は打ち留めた詳細を報告していない。つまり、事後報告の目的は打ち留められた獣の頭数の把握ではなく、鉄砲改帳に登録された用途どおりに鉄砲が使用されているかをチェックすることであった。幕府にとっては元禄二年令の枠内で手続きさえ行われていればよく、獣が何頭打ち留められようとも不問とされた。そのため、対馬島内では「猪鹿逐話」がそのまま継続され、結果としてイノシシがすべて狩り尽くさ

れたのである。

2 郷村への鉄砲配備とその意義

ここまでは獣害対策の視点から対馬藩の在村鉄砲を検討してきたが、「猪鹿逐話」が完了すると在村鉄砲には海岸防備を目的とした「武器」としての役割が付与される。最後に、「猪鹿逐話」と同時期に進められた郷村への鉄砲配備の実態を検討することで、在村鉄砲の役割が変質していく過程を明らかにしたい。

国元で郡奉行が「猪鹿逐話」を願ひ出たのとはほぼ同時期、江戸では大浦忠左衛門(郡方支配家老)が郷村での獣害対策を目的に猟師を増員したいと考え、幕府鉄砲改役に内談を持ちかけた。⁶⁸しかしその後、実弾使用願ひが優先されたため、新規猟師取り立て願ひは後回しとなった。一方、対馬島内では在郷給人・足軽に限って鉄砲の新規製造と修理に着手している。宝永二年には鍛冶の小田孫三郎を堺に派遣して技術を学ばせるとともに対馬府中に鉄砲細工所を設置し、⁶⁹同年六月には鉄砲製造を開始した。⁷⁰対馬藩は鉄砲の再生産を島内で完結させることで、在村鉄砲の維持を図ったのである。なお、新規製造の対象が在郷給人と足軽に限定されたのは、猟師の増員(＝改帳の内容変更)に際して幕府への伺いを必要としたためであった。

宝永六年正月に徳川綱吉が死去すると、諸国鉄砲改めの方針が見直されることになった。同年四月には幕府から新たな方針が示され、六月には国元の郡奉行に伝達された。⁷¹その方針は、獣害対策を目的とした実弾

使用の許可、獵師鉄砲の相続と増加・減少にかかる幕府鉄砲改役への伺い不要、村々や町でのむやみな発砲の禁止、毎年の証文提出であった。獵師鉄砲の増加は領主の裁量次第とされたため、これを根拠に対馬藩は同年一二月に獵師の二〇一人増員を決定し、さらなる増員が計画された。しかし、宝永六年三月に「猪鹿逐話」が完了し、イノシシが全滅してシカも減少したため、獣害対策のみでは獵師を増員し、それを維持させる積極的な意義を説明できなくなった。そこで、この時期から主張されはじめるのが海岸防備の論理である。

陶山庄右衛門は宝永七年六月に郡奉行所役人に宛てて地方支配に関する自身の意見をまとめた口上書を提出した。そのなかで、「猪鹿逐話」と在村鉄砲について次のように述べている。

【史料六】⁷⁴

(前略) 以前之通り猪・鹿多く候而ハ獵師共御郡役所之下知を請ケ不申候而も鉄砲を致修覆、鉄砲を打覚へ候所、猪除キ鹿減り候而ハ鉄砲之修覆、役所方之差引ニ成り、其上鉄砲を打候儀以前ニ劣り、獵師鉄砲防禦之備へニ成りかね可申候故、此段猪逐話之害ニ而候とも可被申事ニ御座候、(後略)

「猪鹿逐話」以前のようにイノシシとシカが多く棲息していれば獵師は自主的に鉄砲を修復して射撃技術を維持したが、イノシシの全滅とシカの減少によって鉄砲の修復は郡役所の指図に任せ、射撃技術は以前と比べて劣るようになるため、獵師鉄砲を「防禦之備へ」にすることはできない。陶山はこの状況を「猪逐話之害」と言うべき問題だと指摘した。

「猪鹿逐話」後に獵師鉄砲を増加・維持するために、本来の用途とは異なる「防禦之備へ」に新たな意義を見出したのである。⁷⁵そして、陶山を中心に鉄砲の製造・修理・管理体制・射撃訓練(「町打」・「星打」・海岸防備・軍事編成といった在村鉄砲に関する諸事項が「鉄砲格式僉議案目」⁷⁶にまとめられた。ここで示された計画(表3)をもとに郷村への鉄砲配備が進められた。また、同史料は対馬藩における在村鉄砲の管理および取扱にかかる基本規定となり、なかでも海岸防備に関する事項は寛政期(二七八九〜一八〇一)の異国船来航に対する危機意識の高まりによって再度注目され、幕末の異国船来泊事件の対応へとつながるのである。⁷⁸

一方、「鉄砲格式僉議案目」は在村鉄砲を海岸防備に利用することのみを目的に作成されたわけではない。同史料の前書には郷村への鉄砲配備をめぐって郡方支配家老と郡奉行との間で交わされた書状が写されており、郡奉行は在村鉄砲の必要性を次のように説明している。

【史料七】⁷⁹

(前略) 猪荒止み鹿も少く成り候ても、鉄砲数減じ候ては鹿又段々と相増候て、麦之生立ちを喰ひ候害甚く成り、殊に当国は畠麦を蒔付け候時藻を敷き候故、鴨多く集り候て藻を引出し麦種生じかね、又雉之麦種を掘り喰候害も有之、鹿を防ぎ候上に雉・鴨之防ぎをも仕候に付、獵師鉄砲少しも減不申様に郡奉行下知仕儀に御座候、(後略)

「猪荒止み鹿も少く」なったとしても、鉄砲の数が減ればシカは徐々に増えて麦の被害が甚大になる。その上、対馬は畠に麦を蒔き付けた際に海藻を肥料とするためにカラスが多く集まって海藻を引き出して麦種

を損じ、キジが麦種を掘って食べることもある。シカを防いだうえでキジ・カラスを防ぐために猟師鉄砲を少しでも減らさないよう郡奉行は下知を行うのである。

「鉄砲格式僉議条目」では在村鉄砲を用いた海岸防備が想定されたが、それはあくまでも有事に限られ、日常的には狩猟や鳥獣害対策のために使用されることを前提としていた。「猪鹿逐話」の完了によって村は一時的に鉄砲を所持する必要性が低くなったものの、耕地が限られる対馬では生活を狩猟に依存する場面が多く、農業を維持するためにも日常的な鳥獣害対策が必要だった。つまり、日常的には生業を保障し、有事には海岸防備への活用を可能にしたことが、鄉村への鉄砲配備と「鉄砲格式僉議条目」作成の意義だったといえる。

おわりに

本稿では、在村鉄砲と獣害という視点から諸国鉄砲改めと「猪鹿逐話」の連続性を検討した。その結果、従来「猪鹿逐話」の背景とされてきた獣害の深刻化は諸国鉄砲改めによる在村鉄砲の没収と獣害対策の制限によるものだったことが明らかとなった。⁸⁰特に、鉄砲を持たない地域では獣害が深刻化し、藩の責務による獣害対策が行われたが、「猪鹿逐話」はこの延長と理解できる。つまり、諸国鉄砲改めによって獣害対策は藩の責務で行うものという認識が生まれ、それを全島規模で大掛かりに実行したのが「猪鹿逐話」だったのである。「猪鹿逐話」完了後は郷村に鉄砲を配備し、再生産基盤を維持することで藩としての責務を担い続け

ることとなった。一方、村の獣害対策では在郷給人と足軽が大きな役割を担った。村に居住する武士が鳥獣害対策を担う事例については他藩の事例もあわせて今後検討する必要がある。

次に、「猪鹿逐話」は生類憐み政策の規制緩和の範疇で行われたことを明らかにした。諸国鉄砲改めは在村鉄砲の用途を固定化させ、「生類あはれみの志」を持ち出すことで獣害対策に殺生を伴わないことを強制させた。ところが、獣害が深刻化したことで緩和を余儀なくされ、「遠国」ではほとんど領主の裁量と言いつつ「猪鹿逐話」を遂行し、これを根拠に最低限の交渉・手続きをこなしつつ「猪鹿逐話」を遂行し、結果的に生類憐み政策とは真逆ともいえるイノシシの全滅を成し遂げるに至ったのである。なお、対馬藩が「猪鹿逐話」の実行にあたって隣国の風聞を懸念していた点にこそ諸藩による生類憐み政策の受け止め方の特徴を見出すことができる⁸¹と考えるが、この点については諸国鉄砲改めに限らず、生類に関わる様々な施策を対象に今後も検討していく必要がある。

最後に課題を二点挙げておきたい。まずは、環境史の視点から「猪鹿逐話」を分析することである。イノシシという一つの生物種を全滅させたために、「猪鹿逐話」を境に対馬の自然環境は一変した。例えば、陶山庄右衛門の「口上覚書」には、イノシシがいなくなったことでキジとマムシが増加したという領民の証言が取り上げられており、生態系の変質を窺うことができる。また、「猪鹿逐話」後に木庭作が拡大して土砂の流出が発生したことも指摘されている。⁸³このような「猪鹿逐話」によつ

て生じた生態系や地域住民の生業の変化を環境史の視点から位置づけることを今後の課題としたい。

二つ目に、在村鉄砲の由来と配備後の動向を課題として挙げる事ができる。まず、諸国鉄砲改めによって対馬島内に大量の鉄砲が存在したことが明らかになったが、それらの鉄砲がどのように対馬の村々へもたらされたのかという点である。そのことと関連して、近世初期の「境目地域」では軍事動員を想定して地域が選抜した百姓を藩が鉄砲所持者として公式に位置づけたことが明らかにされている。⁸⁴ 国境である対馬も軍事的要衝であり、朝鮮出兵等を契機に「武器」としての鉄砲が島外から大量に持ち込まれたことを推測できる。また、近世初期の日朝貿易では一時期「鳥銃」（鉄砲）が輸出されていたことから、「輸出品」としての鉄砲調達ルートが存在したと考えられる。このように、「武器」や「輸出品」として島内に持ち込まれた鉄砲が「農具」や「猟具」として村に浸透していく過程を明らかにしていく必要がある。次に、本稿では宝永期における郷村への鉄砲配備は日常的には生業を保障し、有事には海岸防備へ活用するためだったと結論づけたが、その後の在村鉄砲は「持来り」と「御郡方予預筒」の二つに大別されるようになる。⁸⁶ この点は鉄砲の所有観念と関わるためその後の再生産・管理体制と併せて検討していく必要がある。また、近世後期の対外的危機感の高まりによって郷村への鉄砲配備が本格化し、海岸防備にかかる公役賦課と軍事訓練が拡大する。⁸⁷ その一方で百姓の生業がどのように維持されたのか、在村鉄砲の問題も含めて広く検討していかねばならない。

1 「猪鹿逐話」は、対馬島を大體（冊）で九区画に分け、北端から順番に一区画ずつを毎年冬から春にかけてイノシシとシカを駆除していった狩猟のことである。元禄一三年一月から宝永六年三月にかけて計九季で島内のイノシシを全滅させるに至った（シカは狩猟の対象とされるも残された）。なお、この大規模な狩猟は史料上で「猪鹿逐（追）詰」や「猪逐（追）詰」と表現される。以下、本稿では「猪鹿逐話」と統一する。

2 渡瀬庄三郎「元禄宝永年間に於ける対馬獵猪の事蹟」（『動物学雑誌』二四卷二八一号、一九二二年）、遠矢徹志「農政家陶山訥庵」（『史苑』一一、一九三八年）、柳田国男「対馬の猪」（『文芸春秋』一七一九、一九三九年）。

3 山田龍雄「解題」（『日本農書全集三二 老農類語・刈麦談』農山漁村文化協会、一九八〇年）、月川雅夫「猪たちの反乱―対馬における環境保全問題の源流―」（『対馬の自然と文化』二三、一九九五年）。

4 賀島由己「対馬聖人」（『新対馬島誌 新対馬島誌編集委員会、一九六四年）、森山恒雄「対馬藩」（長崎県史編集委員会編『長崎県史 藩政編』吉川弘文館、一九七三年）、佐久間正「陶山訥庵の思想」（同『徳川日本の思想形成と儒教』ベリかん社、二〇〇七年）。

5 前掲「元禄宝永年間に於ける対馬獵猪の事蹟」、前掲「対馬藩」等。

6 「猪鹿追詰覚書」（滝本誠一編『日本経済叢書』二三、日本経済叢書刊行会、一九一五年）。

7 「陶山先生事状」（前掲『日本経済叢書』二三）、陶山先生事記（前掲『日本経済叢書』二三）等。

8 長郷嘉寿「近世」（豊玉町誌編集委員会編『豊玉町誌 豊玉町役場、一九九二年）。また、江藤彰彦氏も「毎日記」を検討し、「資源制約」の視点から「猪鹿逐話」を位置づけ

た（江藤彰彦「対馬藩領における資源制約の出現と「農政」の成立」『一八世紀・対馬におけるフロンティアの縮小と地域としての適応戦略』二〇〇五年）。

9 長郷氏は「猪鹿逐話」をめぐって藩内で反対の声があがったという説に疑問を唱えたが、推論にとどまっている（前掲「近世」）。

10 この点については、月川雅夫氏が寛文改革を契機とする木庭（焼畑）の拡大とそれによるイノシシの棲息環境変化を指摘したが、推測にとどまっている（前掲「猪た

ちの反乱)。

- 11 生類憐み政策とは、綱吉政権期に実施された人間を含む生類すべてを庇護した法令・施策の総称である。なかでも、諸国鉄砲改めと捨子・捨牛馬の禁止は全国で徹底され、イヌを対象とした施策は江戸を中心としたものだったことが指摘されている(塚本学『生類をめぐる政治』平凡社、一九八三年)。
- 12 江戸時代の鉄砲については「鉄砲」と記されることが一般的だが、本稿では史料引用と史料の表題を除いて「鉄砲」に統一する。
- 13 前掲『生類をめぐる政治』、武井弘一『鉄砲を手放さなかった百姓たち』(朝日新聞出版、二〇一〇年)。
- 14 以下、綱吉政権期に全国を対象に実施された鉄砲改めを「諸国鉄砲改め」とする。
- 15 前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』。
- 16 武井弘一「生類憐み政策の本質」(『地方史研究』三三五、二〇〇八年)、前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』。
- 17 塚本学「綱吉政権の鉄砲改めと村落」(名古屋大学文学部国史学研究室編『名古屋大学日本史論集』下巻、吉川弘文館、一九七五年)、前掲『生類をめぐる政治』。
- 18 平野裕久「小田原藩における鉄砲改めについて」(『地方史研究』二二〇、一九八七年)、根崎光男『生類憐みの世界』(同成社、二〇〇六年)、駒ヶ嶺政幸「生類憐みの令と盛岡藩」(『アジア文化史研究』一三三、二〇一三年)、木村明豊「津山森藩における鉄砲改めについて」(『岡山県立記録資料館紀要』、二〇一二年)、脇正典「生類憐み令にみる幕藩関係―萩藩を素材として―」(『山口県地方史研究』一一七、二〇一七年)、篠村正雄「生類憐みの令と弘前藩」(『弘前大学国史研究』一四六、二〇一九年)等。
- 19 前掲『綱吉政権の鉄砲改めと村落』、前掲『生類をめぐる政治』。
- 20 前掲「近世」、佐久間正「全島民による対馬防衛構想」(前掲『徳川日本の思想形成と儒教』、初出は二〇〇〇年)。なお、海岸防備をめぐる危機管理態勢の方向は外国のみならず日本国内へも向けられていた(石田徹「対馬藩における帰属意識と日朝

関係認識―訥庵・陶山庄右衛門を中心に」(『研究所年報』明治学院大学国際学部付属研究所、二〇一〇年)。

- 21 本稿では対馬宗家文書のうち、長崎県対馬歴史研究センター所蔵対馬宗家文庫史料を「対歴宗家文書」、東京大学史料編纂所所蔵宗家史料を「東大宗家文書」とする。東大宗家文書「江戸藩邸毎日記」の閲覧には東京大学史料編纂所のデータベースを利用した。
- 22 前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』。
- 23 「公儀仰出之控」(対歴宗家文書記録類Ⅰ-1-C①-4)。
- 24 前掲「公儀仰出之控」。
- 25 前掲「公儀仰出之控」。
- 26 「鉄砲改之儀二付、加藤兵助様被仰渡候覚并白水左兵衛、兵助様江致伺書申上候覚」(東大宗家文書六-1-2)。史料上の() および①②③は筆者による。なお、目録上の表記は「鉄砲改之儀二付被仰渡候覚等」。
- 27 塚本学「綱吉政権の鉄砲改めについて」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四八年度、一九七四年)。
- 28 前掲『鉄砲を手放さなかった百姓たち』。
- 29 「御在国中毎日記(対馬・組頭方)」貞享四年一月二〇日(対歴宗家文書日記類A-1-5)。以下、毎日記の史料引用にあたっては原題を採用し、可能な限り作成地と作成部局を併記する。
- 30 「対馬国鉄砲改帳 極」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-3)、「対馬国鉄砲改帳」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-5)、「対馬国鉄砲改帳」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-6)。A-3は原本の下書、A-5は元禄二年九月以降の鉄砲相続等に関する情報が付紙で示されることから実務用に作成された写し、A-6は黒印(「封」、表紙墨書「天龍院様(宗義真)御持印判也)があり、その他と比べて紙質が上質、かつ、大判であることから原本と考えられる。
- 31 「肥前国之内基肄郡・養父郡鉄砲改帳」(対歴宗家文書記録類Ⅰ-3-H-2)。
- 32 「対馬国・肥前国鉄砲改帳」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-19-A-4)、「鉄砲改帳」(対歴

宗家文書記録類Ⅲ-19-A7)。A-4は分離した表紙に墨書で「御国控帳」とあり(「表紙」鉄砲改帳「極」対歴宗家文書一紙物1209-21-53)。元禄二年九月以降の鉄砲相統等に関する情報が付紙で示されることから実務用に作成された国元控えの写しと考えられる。A-7は表紙に朱書で「御国控帳」とあり、紙質・法量・体裁がA-6に近いことから、国元控えの原本と考えられる。なお、A-7はA-6のように黒印はないが、押印箇所に墨書「御印判」がある。

33 貞享五年七月六日にはBの作成のもととなった帳簿が瀧六郎右衛門(田代代官)から提出されていることから、それまでの期間に田代領では鉄砲改めが実施された(「基肆・養父百姓鉄砲改之帳」対歴宗家文書記録類Ⅰ-3-1-H-1-1・「基肆・養父郡分村高之帳」対歴宗家文書記録類Ⅰ-3-1-H-1-2・「基肆・養父町人鉄砲改之帳」対歴宗家文書記録類Ⅰ-3-1-H-1-3)。なお、田代領では鉄砲改めに際して「筑前」(「福岡藩」)での実施状況を参考にした様子が窺える(前掲「基肆養父百姓鉄砲改之帳」)。

34 玉目とは、使用する実弾の重さのことで、鉄砲の大きさを判断する基準とされた(前掲「鉄砲を手放さなかった百姓たち」)。

35 以下、鉄砲改帳の内容についてはすべて、前掲「鉄砲改帳」。

36 参考として、信濃国松本藩では「村あたりの猟師鉄砲は約〇・二挺だった(前掲『生類をめぐる政治』)。なお、威鉄砲と猟師鉄砲の認可基準は藩の解釈によって異なったため、単純に猟師鉄砲の数をもって狩猟への依存度を比較することはできない(前掲「綱吉政権の鉄砲改めと村落」)。

37 鉄砲改帳は元禄二年一〇月七日に江戸へ送るよう命じられたが、その翌月一三日には嶋雄ほか手代二人を田代へ、唐坊ほか手代二人を八郷へ派遣して鉄砲改(追跡調査)を命じている(「毎日記」対歴宗家文書日記類Aa-1-69)。鉄砲数調査の呼称は元禄二年の鉄砲改帳作成を前後して変わらず「鉄砲改」であるが、以下、改帳を作成するために行われた調査を「鉄砲改め」、その後の調査を「追跡調査」と便宜的に区別する。

38 「壁書控」(対歴宗家文書記録類Ⅲ-2-B①-4)。なお、長崎県史編纂委員会編『長崎県史』

史料編第二(吉川弘文館、一九六四年)六六七頁の翻刻を参照した。

39 前掲「公儀仰出之控」。

40 前掲「公儀仰出之控」。

41 千葉拓真「生類憐みの令と飯田藩—元禄二年令にかかわる動向を中心に—」(『飯田市歴史研究所年報』一六、二〇一九年)。

42 前掲「生類憐みの令と飯田藩」。

43 「鉄砲御改ニ付従公儀被 仰渡候書付」(宗家文庫史料記録類Ⅲ-19-A8)。

44 「毎日記(表書札方)」元禄三年三月五日条(対歴宗家文書日記類Aa-1-70)。

45 前掲「鉄砲改帳」。

46 「毎日記(郡奉行所)」元禄四年二月二日条(対歴宗家文書日記類Ad-1-22)。

47 郡奉行所からの照会により、足軽の鉄砲も給人同前に返却されることとなった(前掲「毎日記(郡奉行所)」元禄四年三月二六日条)。

48 前掲「毎日記(郡奉行所)」元禄四年八月二五日条。

49 在郷給人と足軽に鳥獣の打ち留めを許可するにあたり、幕府へ伺いを立てた形跡はみられない。

50 郡奉行派遣に注目した長郷嘉寿氏は、平田が後の「猪鹿逐話」の主導者であることを念頭に「猪荒れの実態と狩りの実態を把握しようとしたのではないか」と推測した(前掲「近世」)。

51 この点は藩主の狩猟場および禁猟区(狩山・留山)との関連を推測できるが、詳しくは別稿で検討したい。

52 「猪鹿逐話」の実態については明らかにされていない点が多いが、現在の到達点としては「毎日記(郡奉行所)」を分析した長郷氏の研究が挙げられる(前掲「近世」)。詳しくはそちらを参照されたい。

53 「毎日記(郡奉行所)」元禄一三年一〇月六日条(対歴宗家文書日記類Ad-1-33)。

54 「毎日記(表書札方・郡方支配家老)」元禄一三年一〇月八日〜一日条(対歴宗家

文書日記類 Ad-2-1)。

- 55 前掲「毎日記(郡奉行所)」元禄二年一〇月九日条。
- 56 前掲「毎日記(表書札方・郡方支配家老)」元禄二年二月二日条。
- 57 「毎日記(江戸)」元禄二年二月一四日条(対歴宗家文書日記類 Ba-56)。
- 58 「毎日記(江戸)」元禄二年二月二六日条(東大皇家文書一〇九九)。
- 59 「毎日記(江戸)」元禄二年七月二八日条(東大皇家文書一一〇一)。
- 60 「毎日記(郡奉行所)」元禄二年九月二八日条(対歴宗家文書日記類 Ad-1-34)。
- 61 「毎日記(郡方支配家老)」(対歴宗家文書日記類 Ad-2-2)。
- 62 「毎日記(江戸)」元禄二年八月一八日条(東大皇家文書一一〇五)。
- 63 「猪鹿打留帳」(東大皇家文書六一四)。同史料は幕府提出分の控えである。
- 64 前掲「毎日記(郡方支配家老)」元禄二年六月二九日条。
- 65 豊崎郷の「猪鹿逐詰」は元禄二年二月二日までに完了した(前掲「毎日記(表書札方・郡方支配家老)」元禄二年二月二五日条)。
- 66 前掲「毎日記(郡方支配家老)」元禄二年六月二九日条。
- 67 前掲「毎日記(江戸)」元禄二年八月一八日条。
- 68 前掲「毎日記(表書札方・郡方支配家老)」元禄二年一〇月二八日条。
- 69 「鉄炮格式僉議条目」(対歴宗家文書記録類 III-19-A-12)。なお、前掲『日本経済叢書』一三、四八九頁の翻刻を参照した。
- 70 「毎日記(郡奉行所)」宝永二年六月三日条(対歴宗家文書 Ad-1-36)。
- 71 「毎日記(郡奉行所)」宝永六年六月一五日条。
- 72 享保二年(一七一七)に証文提出は不要とされた(前掲『生類をめぐる政治』)。
- 73 前掲「鉄炮格式僉議条目」。
- 74 御郡奉行中江陶山庄右衛門方より差出候口上書之写(対歴宗家文書記録類 I-2-N1)。
- 75 陶山庄右衛門は元禄竹島一件に関わる等、日朝外交にも精通した(池内敏『大君外交と「武威」(名古屋大学出版会、二〇〇六年)』)。
- 76 前掲「鉄炮格式僉議条目」。
- 77 前掲「近世」、上白石実「寛政期対馬藩の海防体制」(同『幕末期対外関係の研究』吉川弘文館、二〇一一年)。
- 78 日野清三郎「幕末における対馬と英露」(東京大学出版会、一九六八年)。
- 79 前掲「鉄炮格式僉議条目」。
- 80 獣害の深刻化は鉄砲改めを直接的な契機としたが、延宝〜元禄期(一六七三〜一七〇四)の対馬島内では山林資源の枯渇が発生したことをふまえると(前掲「対馬藩領における資源制約の出現と「農政」の成立」、山林の減少とイノシシ・シカの棲息環境変化を獣害発生要因の一つとみることもできる)。
- 81 例えば、大名の鷹狩は管見の限り明確な禁止令を見出すことはできないが、大名の中には国元で実施する者もいれば、自粛する者もいた(前掲『生類をめぐる政治』、前掲『生類憐みの世界』、福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、二〇一二年)。
- 82 「口上覚書」(滝本誠一編『日本経済叢書』四、日本経済叢書刊行会、一九一四年)、一頁〜。
- 83 前掲「猪たちの反乱」。
- 84 稲葉継陽「近世初期領国境目地域における庄屋と百姓鉄砲」(蔵持重裕編『日本中世社会と村住人』勉誠出版、二〇一二年)。
- 85 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)。
- 86 「御国新張鉄炮記録」(対歴宗家文書記録類 III-19-A-13)。
- 87 前掲「近世」。
- 〔付記〕本稿では引用史料の一部に「対馬宗家関係資料」本格修理の成果を用いた(施工…修理工房宰匠)。修理に際してご指導・ご支援を賜った関係各位に感謝申し上げますとともに、今後も修理事業の継続と成果活用による調査研究の深化を図りたい。
- (まるやま・ひろき 長崎県対馬歴史研究センター学芸員)